

## 奨学のための給付金のご案内(国立・公立)

### 1. 奨学のための給付金制度とは

- 高校生等がいる世帯のうち、一定の要件を満たす世帯に対して、授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、**返還不要**の給付金制度です。
- 給付金を受けるためには、毎年、**申請手続きが必要**です。
- 高等学校等就学支援金制度とは**別に申請手続きが必要**です。ご注意ください。

### 2. 申請できる方

令和2年7月1日(基準日)現在(※)、兵庫県内に在住している保護者等で次の支給要件を全て満たす方(県外在住の方は、お住まいの都道府県(例:大阪府在住→大阪府教育委員会)にお問合せください。)

#### <支給要件>

- 平成26年度以降に入学した生徒が、基準日現在も在籍していること  
(一人の高校生等につき、年1回、在学中に通算して3回(定時制又は通信制課程の場合は4回)を上限として支給します。)  
(過去に在学した学校における支給回数も含まれます。)
- 下記のいずれかの場合
  - ・ 生活保護(生業扶助)受給世帯
  - ・ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯
  - ・ 家計急変による経済的理由から、「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯  
(世帯状況や通う学校の課程及び家計急変になった時期によって給付額が異なります。)

※ 7月以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日現在が、基準日となります。

### 3. 申請手続き

#### ① 申請用紙を取得

6月中旬以降に各高等学校を通じて配布する予定です。

#### ② 申請用紙に記入

申請用紙に必要事項を記入し、必要な添付書類を準備します。  
添付書類は、「6. 支給額(年額)必要書類」を参照してください。

#### ③ 申請用紙を提出

在学する学校へ提出してください。

### 4. 給付額(生徒一人あたり年額)

32,300円～129,700円

※給付額は世帯状況等によって変わります。詳しくは「6. 支給額(年額)必要書類」を参照してください。

※7月以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月以降(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の月数に応じて算定した額となります。

### 5. 給付時期(予定)

令和2年10月～12月頃

(申請書提出時期、審査状況によって遅れる場合があります。)

※7月以降の家計急変による申請の場合は、書類受理後随時

6. 支給額(年額)・必要書類  
(家計急変以外の場合)

|      |                        |                                       |          |
|------|------------------------|---------------------------------------|----------|
| 世帯区分 | 生活保護<br>(生業扶助)<br>受給世帯 | 保護者等全員の道府県民税所得割及び市<br>町村民税所得割額が非課税の世帯 |          |
|      |                        | 全日制・定時制                               |          |
|      |                        | 第1子                                   | 第2子以降    |
| 支給額  | 32,300円                | 84,000円                               | 129,700円 |

申請区分に応じて、申請に必要な以下の書類を提出してください。(○:必ず提出 △:該当する場合のみ提出)

| 必要書類   | 申請区分 |   |     |
|--|------|---|-----|
|  | ①    | ② | ④・⑤ |
| <b>○奨学のための給付金受給申請書(様式1)</b><br>※表裏両面<br>※ボールペンで記入  | ○    | ○ | ○   |
| <b>○生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2)</b><br>(様式2を福祉事務所等に持参し、発行を依頼)<br>※令和2年7月1日以降に発行されたもの<br>※令和2年7月1日現在の”生業扶助の措置状況”が確認<br>できる場合は、福祉事務所等が発行する「生活保護受給証<br>明書」で代用可 | ○    | — | —   |
| <b>○課税証明書・非課税通知書等</b><br>※保護者等全員分が必要<br>※特別徴収税額決定・変更通知書、納税通知書でも可<br>※「高等学校等就学支援金」の申請で使用した証明書の<br>写しでも可   | —    | ○ | ○   |
| <b>○生徒本人の健康保険証の写し</b><br>※健康保険証(写)で扶養関係が確認できない場合は、<br>健康保険証(写)と併せて扶養申立書(様式4)を提出  | —    | ○ | ○   |
| <b>○兄弟姉妹の健康保険証の写し</b><br>※健康保険証(写)で扶養関係が確認できない場合は、<br>健康保険証(写)と併せて扶養申立書(様式4)を提出  | —    | — | ○   |
| <b>○兄弟姉妹の奨学給付金申請書の写し</b><br>※兄弟姉妹も給付金を申請しており、生徒本人を第2子<br>以降として申請する場合   | —    | — | ○   |
| <b>○委任状(様式7)</b><br>※学校に給付金を代理受領してもらうことで、保護者が負<br>担するべき学校徴収金との相殺を希望する場合  | △    | △ | △   |

※ 表中の「様式1・2・4・7」は、学校から配布されます。

※ 表中の書類以外にも必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。

**7. 支給額(年額)・必要書類  
(家計急変の場合)**

|      |  |          |
|------|--|----------|
| 世帯区分 | 家計急変による経済的理由から「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯」に相当すると認められる世帯 |          |
|      | 全日制・定時制  |          |
|      | 第1子  | 第2子以降    |
| 支給額  | 84,000円  | 129,700円 |

※ 上記の金額は、7月1日以前に家計が急変し申請があった者の金額である。

※ 7月2日以降に家計が急変した方につきましては、原則申請のあった日の属する月の翌月以降(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の月数に応じて算定した額となります。

申請区分に応じて、申請に必要な以下の書類を提出してください。(○:必ず提出 △:該当する場合のみ提出)

| 必要書類  |   |     |
|---|---|-----|
|   | ① | ③、④ |
| <p><b>○奨学のための給付金受給申請書(様式1)</b></p> <p>※表裏両面<br/>※ボールペンで記入</p>   | ○ | ○   |
| <p><b>○生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2)</b><br/>(様式2を福祉事務所等に持参し、発行を依頼)</p> <p>※令和2年7月1日以降に発行されたもの<br/>※令和2年7月1日現在の”生業扶助の措置状況”が確認できる場合は、福祉事務所等が発行する「生活保護受給証明書」で代用可</p> | — | —   |
| <p><b>○課税証明書・非課税通知書等</b></p> <p>※保護者等全員分が必要<br/>※特別徴収税額決定・変更通知書、納税通知書でも可<br/>※「高等学校等就学支援金」の申請で使用した証明書の写しでも可</p>   | ○ | ○   |
| <p><b>○家計急変の発生事由や家計急変後の収入を証明する書類</b></p> <p>※ 離職票や解雇通知書、廃業等届出、会社作成の給与支払見込証明書など家計が急変したことのわかる書類</p>   | ○ | ○   |
| <p><b>○世帯全員分の健康保険証の写し</b></p> <p>※健康保険証(写)で扶養関係が確認できない場合は、健康保険証(写)と併せて扶養申立書(様式4)を提出</p>   | ○ | ○   |
| <p><b>○兄弟姉妹の奨学給付金申請書の写し</b></p> <p>※兄弟姉妹も給付金を申請しており、生徒本人を第2子以降として申請する場合</p>   | — | ○   |
| <p><b>○委任状(様式7)</b></p> <p>※学校に給付金を代理受領してもらうことで、保護者が負担すべき学校徴収金との相殺を希望する場合</p>   | △ | △   |

※ 表中の「様式1・2・4・7」は、学校から配布されます。

※ 表中の書類以外にも必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。

「奨学のための給付金」申請区分等確認シート(国公立学校用)

保護者等の居住地は兵庫県内ですか？  
(平成26年4月1日以降に入学した生徒が、令和2年7月1日現在、学校に在籍している世帯が対象です。)

はい → いいえ → 居住地の都道府県にお問合わせください

令和2年7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給していますか？  
(生活保護を受給していても、生業扶助を受けていない世帯は“いいえ”に進みます。)

はい → いいえ

保護者全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税(0円)ですか？  
(配偶者控除の対象であっても、両親の課税証明書等が必要です。※就学支援金制度とは取り扱いが異なります。)  
(課税日時点で海外に在住していることにより保護者等全員の課税証明書が取得できない場合、制度対象外です。)

はい → いいえ

家計急変により、保護者全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税(0円)相当になりますか？  
(配偶者控除の対象であっても、両親の課税証明書等が必要です。※就学支援金制度とは取り扱いが異なります。)  
(課税日時点で海外に在住していることにより保護者等全員の課税証明書が取得できない場合、制度対象外です。)  
(家計急変により申請される場合は、下記の申請区分に必要な書類に加えて別途書類が必要となります。)

はい → いいえ → 制度対象外です

通信制の高校生等はいますか？

はい → いいえ

生徒本人以外に、15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている者がいますか？(高校生の兄弟姉妹を除く)

はい → いいえ

複数の高校生等がありますか？

はい → いいえ

(家計急変以外) 申請区分①

「生活保護(生業扶助)受給世帯」  
32,300円が支給されます。(注)

→提出書類1へ

(家計急変以外) 申請区分③  
申請区分④

(家計急変の場合) 申請区分②  
申請区分③

「非課税世帯」  
通信制の高校生等には36,500円が、その他に通信制以外の高校に通う生徒等がいれば、その者には129,700円が支給されます。(注)

通信制 →提出書類2へ  
その他 →提出書類3へ

(家計急変以外) 申請区分⑤

(家計急変の場合) 申請区分④

「非課税世帯」  
129,700円が支給されます。(注)

→提出書類3へ

(家計急変以外) 申請区分②  
申請区分④

(家計急変の場合) 申請区分①  
申請区分③

「非課税世帯」  
1人目の高校生等には84,000円が、2人目以降の高校生等には129,700円が支給されます。(注)

1人目 →提出書類2へ  
2人目以降 →提出書類3へ

(家計急変以外) 申請区分②

(家計急変の場合) 申請区分①

「非課税世帯」  
84,000円が支給されます。(注)

→提出書類2へ

(注)7月以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月以降(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の月数に応じて算定した額となります。

提出書類1

- 奨学のための給付金受給申請書(様式1)
- 生活保護(生業扶助)受給証明書(様式2)または福祉事務所等が発行する「生活保護受給証明書」  
※7月1日現在の状況が確認できること

提出書類2

- 奨学のための給付金受給申請書(様式1)
- 課税証明書等  
※保護者等全員分の証明書が必要
- 生徒本人の健康保険証(写)  
※健康保険証(写)で扶養関係が確認できない場合は、健康保険証(写)と併せて扶養申立書(様式4)を提出

提出書類3

- 奨学のための給付金受給申請書(様式1)
- 課税証明書等  
※保護者等全員分の証明書が必要
- 生徒本人の健康保険証(写)  
※健康保険証(写)で扶養関係が確認できない場合は、健康保険証(写)と併せて扶養申立書(様式4)を提出
- 兄弟姉妹の奨学給付金申請書(写)  
※兄弟姉妹も給付金を申請している場合に添付
- 兄弟姉妹の健康保険証(写)  
※健康保険証(写)で扶養関係が確認できない場合は、健康保険証(写)と併せて扶養申立書(様式4)を提出

【家計急変により申請される場合の追加提出書類】

- 家計急変の発生事由や家計急変後の収入を証明する書類  
※離職票や解雇通知書、廃業等届出、会社作成の給与支払見込証明書など家計が急変したことのわかる書類
- 世帯全員分の健康保険証(写)  
※健康保険証(写)で扶養関係が確認できない場合は、健康保険証(写)と併せて扶養申立書(様式4)を提出

【留意事項】

生徒が県外の高等学校等に在学する場合は、在学証明書、住民票記載事項証明書が必要となります。  
また、学校が給付金を代理受領することを希望する場合は、委任状(様式7)が必要となります。  
(代理受領した学校は、保護者が負担するべき他の学校徴収金と相殺します。)  
「令和2年度奨学のための給付金のご案内(国立・公立)」をあわせてご参照ください。

# 奨学のための給付金 Q&A

## Q1 対象となる高校生等とは？

- A1 次にあげる学校に通う生徒のことを、「高校生等」と呼びます。
- ・国公立の高等学校
  - ・高等専門学校(1～3学年)
  - ・中等教育学校後期課程
  - ・専修学校(高等課程)
  - ・国家資格養成課程に指定された専修学校一般課程や各種学校のうち、国家資格者養成課程の指定を受けたもの
  - ・各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校(告示で指定)

## Q2 道府県民税・市町村民税所得割額とは何ですか？

A2 道府県民税・市町村民税所得割額とは、道府県民税・市町村民税のうち、1年間の所得に応じて決まる税額のことです。

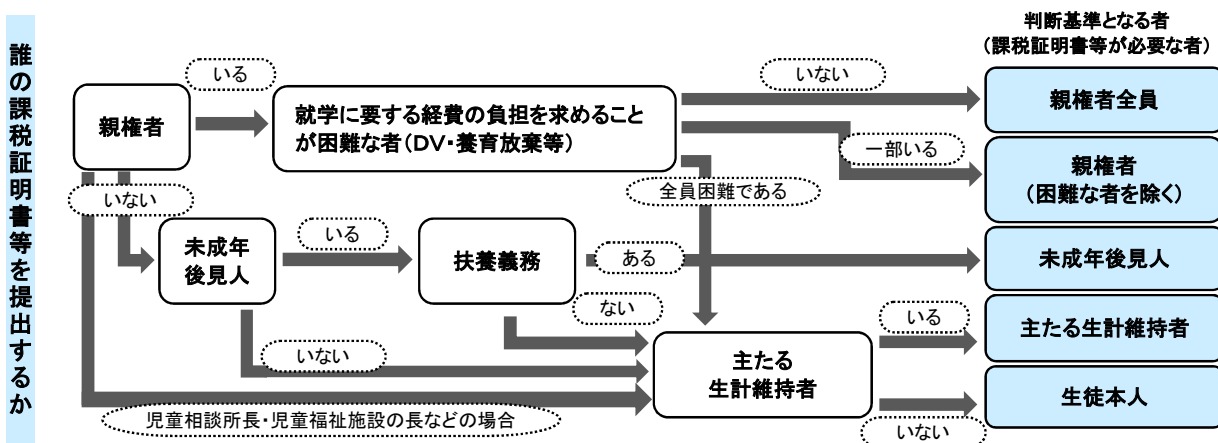
- ◆道府県民税・市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。
  - 課税証明書(市町村役場で発行)
  - 市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」  
(勤務先を通じて6月頃に配布されます。大切に保管してください。)
  - 住民税納税通知書(自営業の場合に市町村から送付)

|     | 所得割額 | 均等割額 |
|-----|------|------|
| 市民税 | 0円   | 0円   |
| 県民税 | 0円   | 0円   |

## Q3 課税証明書等は同居している祖父母等の分も必要ですか？

A3 原則として、親権者の道府県民税・市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等の課税証明書等は不要です。親権者が父母の場合は、父母2名分の課税証明書等を提出してください。

※控除対象配偶者である等の理由により所得の申告を行っていない場合は、市町村役場にて申告をしたうえで、課税証明書の交付を受けてください。



## Q4 申請したら必ず全員に支給されますか？

A4 給付要件を満たし、かつ申請書類に不備がなく、審査の結果、支給対象と決定された場合に支給されます。

## Q5 父親が海外勤務のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A5 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合(所得確認ができない場合)は支給対象外です。

## Q6 休学している場合は給付金の対象になりますか？

A6 基準日である7月1日現在(※)で、年度末まで休学の場合は対象外です。  
7月2日以降に復学が認められる場合は、給付金の対象となります。学校へお問合せください。

※ 7月以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日現在が、基準日となります。

## Q7 給付金を受給した後に退学した場合は、返還する必要がありますか？

A7 給付金は基準日(7月1日)(※)時点で判断します。  
そのため、基準日以降の世帯状況の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

※ 7月以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった日の属する月の翌月(申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月)の1日現在が、基準日となります。

## Q8 生徒は兵庫県内の学校に在学しており、保護者は県外に住んでいます。兵庫県に申請できますか？

A8 いいえ。給付金の申請は保護者等の住所のある都道府県に対して行います。  
申請手続の詳細については、お住まいの都道府県にお問合せください。